

## 平成24年度第3回陸前高田市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成25年2月15日(金)  
午後1時30分 開議  
午後2時55分 散会
- 2 場 所 陸前高田市役所3号棟1階第1会議室
- 3 議 案 (1) 高田地区、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の変更について  
(2) 被災市街地復興推進地域の変更について  
(3) 都市計画道路の変更について(シンボルロード、高田北幹線の追加)  
(4) 都市計画公園の変更について(被災した都市公園の廃止)

### 4 出席委員(11人)

会 長	松坂 泰盛	副会長	金野 廣悦	委 員	大坂 礼子
委 員	木村 昌之	委 員	畠山 明夫	委 員	村上 克夫
委 員	鵜浦 昌也	委 員	佐々木 一義	委 員	菅原 悟
委 員	菅野 稔	委 員	高橋 誠		

### 欠席委員(1人)

委 員 佐竹 強

### 5 説明のため出席した者

副市長 久保田 崇 建設部長 須賀 佐重喜 都市計画課長 山田 壮史  
都市計画課課長補佐 阿部 勝

### 6 職務のために出席した都市計画課の職員

主幹兼課長補佐 小山 公喜 主事 蓬田 次郎 嘱託員 永山 悟

### 7 審議会の概要

午後1時30分 開議

## 1 開 会

### ○事務局(山田課長)

定刻となりましたので、平成24年度第3回都市計画審議会を開会させていただきます。開会にあたりまして、久保田副市長よりご挨拶を申し上げます。

## 2 挨拶

### ○事務局(久保田副市長)

お疲れ様でございます。本日は大変お忙しい中、都市計画審議会にご出席賜りまして、ありが

とうございます。

本日、市長が別の公務に出ていますので私から一言ご挨拶をさせていただきます。

まもなく東日本大震災から丸二年が経とうとしているわけですが、今市内各地におきましては、防災集団移転、長部地区では大臣同意を頂いた後の造成工事に、今まさに着手されようとしておりますし、公営住宅につきましても小友や下和野で始まろうとしているところでございます。そういう意味では昨年までは計画づくりなど色々な調整がメインだったわけですが、本年になってからは具体的な目に見える形での槌音というのが見えてくるような年になったなと思っているところでございます。

本日都市計画審議会ということで、区画整理事業関係の審議を頂くわけでございますけれども、既に先行地区におきましては昨年、事業認可を頂いておりましてそちらの方の準備も進んでいるといったところでございます。本日はメインの区域、高田、今泉になりますけれども、この間昨年10月から12月にかけて地権者の方々に意向を確認したり、様々なご意見を取り入れた区域の設定、そして道路、公園区域の変更ということで、審議案件にかけさせていただきたいと思っています。何とぞ、委員各位のご審議を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

### 3 出席者紹介

#### ○事務局（山田課長）

本日の出席者でございますが、お手元の配布してございます名簿でもちましてご紹介に代えさせていただきますと思います。また市側からは、副市長、建設部長それから担当の都市計画課の職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

### 4 議 事

#### ○事務局（山田課長）

議事に入ります前に、報告いたします。本審議会は、陸前高田市都市計画審議会条例第5条第2項によりまして、委員の半数以上の出席をもって開くことと規定しております。本日は、委員12名のうち11名の出席を頂いておりますので、当審議会は成立していることをご報告申し上げます。

なお、会議録を事務局で作成いたしますが、今回の署名委員を大坂委員にお願いいたします。

ここからの議事進行については、松坂会長にお願いいたします。

## ○会長（松坂委員）

委員の皆様ご苦勞さまです。それでは、平成24年度第3回陸前高田市都市計画審議会の進行を進めて参りますので、委員皆様のご協力をお願いいたします。

### (1) 高田地区、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の変更について

#### ○会長（松坂委員）

それでは、議事に入らせて頂きます。はじめに、議案1の「高田地区、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の変更について」を、事務局より説明をお願いします。なお、本都市計画案について、4件の意見書が提出されているようです。その件も含めて説明をお願いします。

#### ○事務局（阿部課長補佐）

お疲れ様でございます。都市計画課阿部でございます。私の方から説明をさせていただきます。

※資料修正を説明

目次中 議案3 「法定図書P20～P24」を「法定図書P20～P23」に修正  
議案4 「P25」を「P24」に修正、「法定図書P26～P29」を「法定図書P25～P28」に修正

それでは、議案1「高田地区、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の変更」についてご説明いたします。資料は、1ページから3ページが議案の説明資料、4ページからは都市計画決定を行うための法定図書で、4ページが高田地区の計画書、5ページが高田地区の理由書、6ページ及び7ページが高田地区の計画図、8ページが今泉地区の計画書、9ページが今泉地区の理由書、10ページが今泉地区の計画図です。

では、説明を行いますので、委員の皆様は1ページをお開きください。

まず、「高田地区・今泉地区の土地区画整理事業区域の考え方」についてです。

高田地区・今泉地区の被災した市街地については、土地区画整理事業により高台地域の造成、低地部のかさ上げを行ったうえで、新たな土地利用計画（案）に基づき住宅用地、商業用地や公共施設等を配置することとしています。昨年2月に高田地区・今泉地区の高台の一部を先行して土地区画整理事業の区域に決定しましたが、今回、昨年10月～12月に実施した地権者の皆様への住宅等移転確認調査を踏まえて、土地区画整理事業の区域を市街地全域に拡大いたします。

区域の基本的な考え方についてご説明いたします。皆様には3ページの「高田地区、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の区域」を併せてご覧ください。この資料は、昨年12月の

住民説明会でお示したものです。高田地区は、現JR大船渡線から北側で土地区画整理事業を行うことを基本的な考え方とし、3ページの赤枠で囲まれた区域（計192.4ha）を施行区域として都市計画決定いたします。低地部の土地区画整理事業区域についてはかさ上げを行い、宅地や商業用地等を整備いたします。高台については、高台2～7を区画整理の区域とし、造成を行い、宅地等を整備いたします。

なお、区域図は10月の住民説明会で示した当初の案から拡大した区域を赤色で、当初の案から除外した区域は青色で塗りつぶしています。主なところでは、住宅等移転確認調査の結果を踏まえ、移転希望者が多かった高台3、本丸公園の北側を当初予定から拡大いたしましたし、かさ上げ盛土及び国道340号の道路整備に伴う影響範囲を考慮し、栃ヶ沢地区を区画整理区域に加えました。また、シンボルロードの影響が及ばない川原地区の一部を区域から除外いたしました。

次に今泉地区についてです。今泉地区は1区の一部及び4区を除く行政区で土地区画整理事業を行うことを基本的な考え方とし、高田地区と同じく赤枠で囲まれた区域（計124.3ha）を施行区域として都市計画決定いたします。低地部の土地区画整理事業区域は、かさ上げを行い宅地や商業用地等を整備します。高台については、高台1～8を区画整理の区域とし、造成を行い、宅地等を整備します。なお、住宅等移転確認調査の結果を踏まえ、移転希望者の少なかった高台1の土地区画整理事業区域を当初案から縮小しております。

土地区画整理事業による移転の考え方ですが、土地区画整理事業は、換地により震災前の土地を移転先の土地へ再配置することとなります。住宅の再建は、換地により移転先の土地に権利を移した後に建築が可能となります。

なお、土地区画整理事業では、区域内に道路や公園などの公共施設を新たに配置するため、減歩により地権者の皆様から土地の一部を提供していただくこととなります。減歩により、移転後の土地の面積は減ることとなりますが、公共施設の配置や宅地の整地により、土地の利用価値は上がることとなります。

次に2ページをお開きください。

本都市計画案につきましては、平成25年1月11日から1月25日まで2週間縦覧を行いました。高田地区被災市街地復興土地区画整理事業は44人が、また、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業は35人が縦覧し、4通の意見書が提出されました。

はじめに意見書の取り扱いについてですが、意見書は提出した方に回答するものではなく、都市計画案の採決にあたり、委員の皆さんの判断の参考としていただくものです。

では、意見書について説明いたしますので、別冊の意見書の資料をご覧ください。本計画案への意見書の原文は7ページから12ページです。

説明は1ページ及び2ページの意見書要旨と市の見解並びに3ページの意見書に係る現地の状況図でご説明いたします。

まず、意見書1についてですが、意見書1の場所は、今泉地区の旧気仙小学校北側付近であります。現地の写真は、3ページ左下の「意見書1」「意見書現地周辺」です。この方からは3点の意見が寄せられております。

1点目の要旨は、「津波でかろうじて残った家を修理して住んでいる。そういった家が残っている場所は希望を聞いて区画整理の地域から外してほしい。」というものです。

これに対する市の見解は、「当該地域は道路が極めて狭あいであり、緊急時に容易に避難行動が取れるよう、良好な住環境を確保する必要があることから、土地区画整理事業により整備しようとするものです。」であります。

2点目の要旨は、「自宅の付近に災害公営住宅が建つ計画となっている。日照権、眺望権の侵害になるのでGL+8m以上の建物は建てないでほしい。それができないのであれば暖房費の全面支給や道路の除雪を約束してほしい。」というものです。

これに対する市の見解は「今回の都市計画案に関する意見には該当しませんが、災害公営住宅につきましては、建築基準法の斜線制限等の法令により計画を立てる予定です。具体の計画につきましては今後検討してまいります。」であります。

3点目の要旨は、「事業の実施については、地盤の高い地区から区切って先行して埋め立てを行い、少しでも早く宅地造成してほしい。」というものです。

これに対する市の見解は、「今回の都市計画案に関する意見には該当しませんが、事業の実施にあたりましては、一日も早い宅地造成に向けて適切に進めてまいります。」であります。

続いて意見書2について説明いたします。

意見書2の要旨は、「土地区画整理事業終了までに長期間の年月が予想され、完成後の人口及び世帯数の減少が想定されることから、規模を縮小し土地買い上げ希望者の要望に応えるべき。その方が、住宅再建が早く進む。今回の計画では、換地されても利用されない空き地が多く生じてしまう。」というものです。

これに対する市の見解は、「土地区画整理事業の区域については、住民への意向調査結果や今後必要と考えられる商業地面積等を考慮し、必要となる規模を検討したものとなっております。」であります。

次に意見書3について説明いたします。

意見書3の場所の写真は、3ページ右上と左上であります。

意見書3の要旨は「高田地区の喫茶店イマジンより北側はかさ上げ予定高さより高い区域に見

えるが、区画整理区域に指定されている。一方、今泉地区の金剛寺南側は、かさ上げ予定高さより低い区域に見えるにもかかわらず、区画整理区域から外れている。区画整理区域の指定に際しては、基準を平等に適用するか、あるいは地権者の意向を直接聞いて指定すべきである。」というものです。

これに対する市の見解は、「土地区画整理事業の区域は、雨水排水、かさ上げ盛土の影響、道路整備範囲の影響、地形条件、移転必要住戸のまとまり等を考慮して検討したものとなっております。なお、金剛寺南側につきましては、土地区画整理事業以外の手法で整備が予定されているため、区域から除外しています。」であります。

次に意見書4について説明いたします。

意見書4の場所は、旧高田駅付近で、写真は3ページ右下であります。

意見書4の要旨は、「陸前高田駅前を農地とする計画となっているが、農地に指定し、後は個人にお任せしますという話はない。先祖伝来の土地であることを重く考えるべき。」というものです。

これに対する市の見解は、「土地区画整理事業は強制的に土地の用途を変更するものでなく、土地の整理によって良好なまちづくりを進めるものです。今回の計画では、宅地等は高台及びかさ上げ地に集約し、農地は被災前の規模やまとまりを考慮して低地部に集約することを検討しております。」であります。

以上で、議案1についての説明を終わります。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

#### ○会長（松坂委員）

ただいま当局から説明がありましたけれども、私なりに要約してみますと、土地区画整理事業の区域を変更するというのが主題のようですが、これに対しご質問、ご意見ありましたら願いいいたします。

#### ○委員（村上委員）

今回、区画整理区域から除外された紫色の部分は被災する前に工場やそれに付属した事務所が建っていたのですけれども、除外されることによってそういった土地は今後どのように使われるのか教えていただきたい。

#### ○会長（松坂委員）

具体的にはどの場所を指しているか。

#### ○委員（村上委員）

具体的には気仙川沿いに高田レミコンがあったんですけれども、そこは今回除外されているが、

外れる事によって今後どのように利用できるのか教えていただきたい。

**○事務局（山田課長）**

区画整理区域外につきましては、従前の用途利用を妨げるものではございません。気仙川堤防につきましては災害復旧で原形復旧ということでございます。

**○委員（村上委員）**

そうすると今後、建物とか工場が建てられなくなるということは無いという理解でよろしいでしょうか。

**○事務局（山田課長）**

議案2のところでは被災市街地復興推進地域の建築制限については説明をいたしますけれども、今回区画整理事業あるいは都市計画道路等の都市計画決定をされない地域については特段の建築規制はかからないということでございます。

**○会長（松坂委員）**

その他ご意見ございますでしょうか。

**○事務局（小山主幹）**

少々、補足をさせていただきます。気仙側堤防が今回の震災で沈下しているということでございまして、現在岩手県の河川部局において天端高が下がった分についてかさ上げをするといったような計画も検討されているようでございます。その辺につきましてはもう少し時間を頂かないと、どのくらいかさ上げになるかという事はお答えできませんが、計画があるという事はお伝えしておきます。

**○委員（菅野委員）**

今泉地区の確認調査の結果を踏まえて高台1が縮小という事になっているが、確認前の数からどの程度縮小したのかお聞きしたい。

**○事務局（山田課長）**

確認をして後ほどご報告をさせていただきます。

**○会長（松坂委員）**

それではその他ございますでしょうか。

**○委員（高橋委員）**

確認なのですが、3ページの図面で赤の線が新JRと現JRと2本入っているんですけども、これはどちらの線が区画整理の範囲でしょうか。現JR線までが区画整理ということでしょうか。

**○事務局（山田課長）**

区画整理の区域は現JR大船渡線のラインでございます。「新」の方はかさ上げのラインとい

う事で予定をしております。したがって、「現」と「新」の間はかさ上げをされない、低地部として残るということでございます。

**○会長（松坂委員）**

その他ございますでしょうか。

**○委員（鵜浦委員）**

確認ですが、この議案第1号というのは、あくまでも土地区画整理事業の区域だけを諮っているのでしょうか。

**○事務局（山田課長）**

今回は委員のおっしゃる通り区域でございます。3ページの図面は12月の住民説明会で用いた図面でございます。これは便宜上現在の土地利用計画案についても色塗りをしているところでございますが、これは便宜ということでございます。法定図書のところで計画図をつけておりますけれども、この区域の決定が今回の議題でございます。

**○委員（鵜浦委員）**

繰り返し確認ですが、あくまでも今回の議案は土地利用の計画、例えば公共施設の配置に関しては含んでいないということよろしいですか。

**○事務局（山田課長）**

その通りでございます。

**○委員（鵜浦委員）**

今回の区域、例えば高田地区で192.4haですが、192.4haの意味というか、なぜこの区域だけなのかという根拠はどういうもののでしょうか。これ以上増やす、あるいは減らすことはできないという数値なのか。

**○事務局（山田課長）**

先程の意見書の中でも事業区域の決定の考え方について市の見解を述べさせていただきましたが、今回は浸水区域でかさ上げの必要がある部分、それからかさ上げによります山づけの部分、高台に新たに移転用地として確保いたします用地の部分、これらにつきまして区域を定めさせていただきました。区域境の考え方については、地形地物、例えば道路境や水路あるいは従来の線路、そういったものによりがたい場合は筆の境によって1つ1つ境を決めていきまして区域設定をしたということでございます。

それから拡大、縮小があり得るかということでございますけれども、事業認可を頂いた後に将来的に何らかの区域変更の必要性がある場合は、区域変更の手続をするということは手続上はございますが、現段階では今回の区域決定のもとで事業認可を受けて進めていきたいという考えで



す。

**○委員（鵜浦委員）**

わかりました。そうすると今後この区域は拡大する可能性もあるという認識でよろしいでしょうか。

**○事務局（山田課長）**

現在の予定住戸数に鑑みては、必要な分は確保してあるということですが、将来的に変更の必要がある場合は変更の可能性を否定するものではございません。

**○委員（鵜浦委員）**

その上でお聞きしたいのですが、公共施設、例えば市役所の再建位置につきましては市民の中でも今回の津波の被害にあっていない高台にという希望が多いと認識しておるんですが、それゆえ候補地の1つであろうと思われる本丸公園の周辺、今回の土地区画整理事業の区域に本丸公園、あるいはその北側の愛宕神社を含めたうえで赤色で示して頂きたかったのですが、それについてはどのような考えでしょうか。

**○事務局（山田課長）**

最初に申しました通り、今回は区域ということですが、委員のご指摘のありました市役所の再建位置につきましては議会等でも議論になっているところでございます。施設の配置というのは区画整理事業の区域決定の対象事項ではございませんが、区域に含めないと市役所が建てられないという手続にはなってございませんので、それは別の話かと思えます。

今回本丸公園が区域に入ってございませんが、1つは史跡であるということ、それからこれは平面の地図ですので面積がある程度あるように見えますけれども、面積的に非常に不足するということもありまして、まず何より史跡という部分で今回除外してございますし、市役所位置等につきましては、市長も申し上げました通り、今後の市街地のかさ上げ等状況も見ながら皆さんと議論させていただくことになると考えております。

**○委員（鵜浦委員）**

市役所の位置については私も議会でお聞きした通り、今、課長がご説明いただいたとおりの答弁でございましたので、ある程度納得はするのですが、以前の大石奈々切の土地区画整理事業で土地が減歩になったということがありました。土地区画整理事業の区域内に公共施設が建つことによって減歩率というのは高まるのではないかと思うんですが、逆に今の浸水区域のところに公共施設を建てなければ減歩される率というのは少なくなるのではないかと思うのですがその辺りはどうでしょうか。例えば市役所の位置を本丸公園に持っていくことによって浸水区域に住宅を持っている方の減歩率は下がるのではないかと考えるがいかがでしょうか。

**○事務局（山田課長）**

公共施設につきましては現在低地部にあるものを換地の形で予定しておりますので、公共施設の増減で減歩率があがるということは基本的には無いという考え方でございます。計算では委員のおっしゃるような全体調整というものがあろうかと思いますが、基本的に公共施設の用地面積につきましては、公共施設の換地の中でみられるという風に予定しております。

**○事務局（阿部課長補佐）**

先程ご質問を頂いた今泉高台1の面積がどうなったかについてですが、当初の案では4.7haでございましたが、今回の案では1.8haということになっております。

**○委員（菅野委員）**

戸数でいうと何戸から何戸に縮小になったのか。

**○事務局（小山主幹）**

当初の計画では143戸でございましたが、意向調査結果の実数が34戸で、回答率が100%ではなかったので100%に割り戻した結果が37戸で、希望倍率が0.27になっております。それで今回の見直しの中で高台1を1.8haにしまして戸数は55戸分を計画しております。

**○委員（金野委員）**

先程の質問に関連して、市役所を本丸公園の場所に移設する場合、面積不足という話ですが、市役所の移設にはどの程度の面積が必要だが、本丸公園ではどの程度の面積しか確保できないという数字を教えてください。

**○事務局（山田課長）**

設計等してございませんので、数字ははじいてはございませんが、該当地の地形と旧市役所の想定される面積との比較や高いところへの道路の取り付け、傾斜等が大きな懸念材料として出ているところでございます。

**○委員（金野委員）**

建物を建てる場合、地下に駐車場を作る等、設計によって面積を減らすことはできるのではと考えるのですが、問題は史跡ということもあるだろうが、もう少し計画して頂けたらと思います。

**○事務局（久保田副市長）**

すみませんが今回は区域の議論をしていますので、もしその件に関してでございましたら、審議会が終わった後でお話をさせていただきたいと思っております。議題の中身で審議をお願いしたいと思います。

**○会長（松坂委員）**

その他ご意見ございますでしょうか。ご意見無いようなので議案1の「高田地区、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の変更」について意見書が1から4まで出ていますけれども、市の見解を踏まえて原案通り承認して、岩手県と協議して都市計画決定手続を進めることとしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは異議無しと認め、議案1は原案通り承認いたします。

**(2) 被災市街地復興推進地域の変更について**

**○会長（松坂委員）**

次に議案2の「被災市街地復興推進地域の変更」について事務局より説明をお願いします。

**○事務局（阿部課長補佐）**

それでは次に、議案2「被災市街地復興推進地域の変更」についてご説明いたします。

資料は、11ページ及び12ページが説明資料、13ページから17ページが法定図書で、13ページが計画書、14ページが理由書、15ページから17ページが計画図です。

委員の皆様には11ページをご覧ください。

まず、都市計画の変更の概要についてです。

市では、中心市街地の早期復興を図るため、平成24年2月8日に被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行い、復興推進地域内において被災市街地復興土地区画整理事業や都市計画道路、高田松原津波復興祈念公園などの事業の検討を行ってきました。

土地区画整理事業において、平成24年10月から個々の地権者の方へ行った住宅等移転確認調査をもとに区域を更に検討した結果、土地区画整理事業の区域を一部拡大することや、三陸縦貫道などの道路整備事業との調整により被災市街地復興推進地域の区域を変更するものです。

ひと言で申し上げますと、区画整理の区域が推進区域の中にある必要があるために拡大するものです。

なお、被災市街地復興推進地域に指定されている区域内では、一定の土地の形質の変更や建築の制限が発生し、建築行為等を行う場合は原則として市長の許可を得る必要がありますが、この建築制限の期間は震災発生日から2年以内と決まっているため、建築制限は平成25年3月10日で解除されることとなります。

ただし、土地区画整理事業や都市計画道路、都市計画公園として都市計画決定された区域については、決定後は都市計画法による建築の制限が発生することから、建築行為を行う場合は被災市街地復興推進地域同様、市長の許可を得る必要があります。

平成25年3月11日以降、建築制限が継続する区域や内容については、12ページの資料をご覧ください。

実際の変更点をご説明いたします。15ページの計画図をご覧ください。

15ページは、その1、今泉地区についてですが、図の赤色で塗られた西側の部分が今回三陸縦貫道との調整で拡大された区域です。また、南側の赤色で塗られた部分は区画整理事業の区域拡大に伴う区域の変更です。

16ページをお開きください。16ページは、その2、高田町の西側です。図の上部の赤色の区域は、区画整理事業の区域拡大に伴い変更する区域です。

17ページをお開きください。17ページは、その3、高田町の東側です。こちらも赤色で塗られた区域が、区画整理事業の区域拡大に伴い変更する区域です。

本都市計画案につきましては、平成25年1月11日から1月25日までの縦覧期間に31人が縦覧しましたが、本計画案に対する意見書の提出はありませんでした。

以上、議案2についての説明を終わります。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

#### ○会長（松坂委員）

ご苦労様です。詳しく説明頂きましたけれども、赤色に塗られたところの変更になったところですがご質問、ご意見ございますでしょうか。

#### ○委員（鶴浦委員）

議案1でもお聞きしたかったのですが、11ページの土地区画整理事業について平成24年10月から地権者への住宅意向調査を行ったとありますが、要するに今回の区域設定もすべて調査結果を元に進められているのだと思うのですが、その調査結果について審議会である程度の概要を提示されると思っていたんですが、調査結果というのは公表されないのでしょうか。

#### ○事務局（山田課長）

10月から12月までの面談調査で概ね8割程度の方の意向調査ができたところでございますが、まだ、ご意向確認できていない方もございますので、遠隔地あるいは来られない方については郵送の調査票の送付と電話での聞き取り、あるいは週明け18日まで追加の面談の期間を設定して現在行っておりますので、今日は恐縮ですが結果の提示は予定していないということでございます。

**○委員（鵜浦委員）**

対象件数 2294 件の内実施率が 81% で、2 割の方にまだ回答を得ていない段階で、区画整理事業の区域が何 ha だと面積を出して大丈夫なのでしょうか。

**○事務局（山田課長）**

1 つには事業進行のスケジュールがございます。それから区域決定を急ぐ、住宅再建をお待ちの皆様のご要望ということもございます。先程今泉の高台 1 のところで主幹が 1 つの例として申し上げましたが、1 つには推計値というものを言いながら、100% 待つてからの事業決定ということはどうしてもできませんので、そういった手法を用いながら区域設定をしているところがございます。

**○会長（松坂委員）**

その他ございませんか。それでは他にご意見無いようなので議案 2 の「被災市街地復興推進地域の変更」については原案通り承認して、岩手県と協議して都市計画決定手続を進めることとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしの声がありますので、議案 2 ついても原案通り承認いたします。

**(3) 陸前高田都市計画道路の変更について（シンボルロード、高田北幹線の追加）**

**○会長（松坂委員）**

次に議案 3 の「都市計画道路の変更について（シンボルロード、高田北幹線の追加）」の説明を事務局よりお願いします。なお、本都市計画案については 3 件の意見書が提出されているようですのでその件も含めて説明をお願いいたします。

**○事務局（阿部課長補佐）**

それでは次に、議案 3 「都市計画道路の変更」についてご説明いたします。

資料は、18 ページ及び 19 ページが説明資料、20 ページから 23 ページが法定図書で、20 ページが計画書、21 ページが理由書、22 ページ及び 23 ページが計画図です。

委員の皆様には 18 ページをお開き下さい。

まず、都市計画の変更の概要についてご説明いたします。

はじめに、裏田中和野線（シンボルロード）についてです。18 ページの図では、中心部から北側に伸びる青色の線で示しています。復興市街地における津波等の災害時のメインの避難路と

なる路線として、裏田中和野線（シンボルロード）の一部区間を都市計画決定します。今回は高田南幹線（大石沖脇の沢線）から農免道（高畑相川線）までの区間を都市計画決定し、国道45号との接続については、高田松原津波復興祈念公園の計画と合わせて進めていく予定であります。

次に、中和野西和野線（高田北幹線）についてです。

18ページの図ではシンボルロードから西側に伸びる青色の線で示しております。

避難路である裏田中和野線（シンボルロード）を鳴石方面へ拡散する路線として、裏田中和野線（シンボルロード）と市道鳴石和野線を結ぶ中和野西和野線（高田北幹線）を都市計画決定します。このことにより、裏田中和野線（シンボルロード）と津波防災拠点（高田西地区）や高台2等の高台市街地を結び、格子状の道路ネットワークが形成されることとなります。

今回は裏田中和野線（シンボルロード）から市道鳴石和野線までの区間を都市計画決定し、高台5、6方面への延伸については土地区画整理事業の進捗と合わせて進めていく予定となっております。

なお、図の下の方、赤で示した国道45号及び国道340号は、県の都市計画決定として、手続が進んでおります。

本都市計画案につきましては、平成25年1月11日から1月25日までの縦覧期間に29人が縦覧し、3通の意見書が寄せられました。

意見書について説明いたしますので、別冊の意見書の資料をご覧ください。

本計画案に係る意見書の原文は13ページから17ページです。説明は4ページ及び5ページの意見書要旨と市の見解並びに6ページの意見書に係る現地の状況図でご説明いたします。

まず、意見書5について説明いたします。この意見書の場所は、旧高田保育所の北側で、写真は6ページ右側の意見書5と記されている付近です。意見書5の要旨は、「震災により全壊判定を受けた旧保育所通り沿いの住宅に、大金をかけて修理して住んでいる。その家や近隣の被災を免れた家々がシンボルロードの予定地となっている。公園は川原川の西側に整備し、（シンボルロードは西側にずらして）、現存する建物の移転等を最小限にとどめるべき。」というものです。

これに対する市の見解は、「シンボルロードは、今後整備される市街地における重要な高幅員避難路として計画しているものであり、発災時の混乱状況でも避難しやすい線形・幅員とすることを考慮して検討したものであります。川原川沿いの公園は、シンボルロードの位置を踏まえ、川原川とシンボルロードの一体的な環境空間を創出するために検討しております。」であります。

次に、意見書6について説明いたします。この意見書の場所は、6ページ図面の上側、写真は左上と左下に掲載しております。意見書6は、5点について意見が寄せられております。

まず、1点目の要旨は、「シンボルロードの北側の接続は、計画案の農免道ではなく氷上線に接続させるべき。」というものです。

これに対する市の見解は、「シンボルロードの線形は、自動車が安全に走行可能な勾配とし、今後の立地予定施設（高田保育所）や農免道路との交差角度に配慮して検討した案となっております。」であります。

2点目の要旨は、「アップルロードからの東西横断道路を早期全通すべき。」というものです。

これに対する市の見解は、「高田北幹線のアップルロードへの延伸は、市としても必要性を認識しており、現在、県に事業化を要請するとともに、事業化に向けた調査を進めているところ」であります。

3点目の要旨は、「高田駅の位置は道の駅と同じ場所とするべき。市役所は高台へ建設すべき。」というものです。

これに対する市の見解は、「今回の都市計画案に関する意見には該当しませんが、中心市街地に関しては現在商工会とも協議しながら検討を進めており、鉄道駅、道の駅、市役所等の位置は今後検討していく予定です。」であります。

4点目の要旨は、「高田沖農地予定地からの最短の避難路を確保すべき。」というものです。

これに対する市の見解は、「高田沖農地予定地からの避難については、十分に避難可能な道路網について、引き続き検討を進めてまいります。」であります。

5点目の要旨は、「住宅建築の制限がある限り、前に進まない。早期に道路計画を決定し、建築制限を解除すべき。」というものです。

これに対する市の見解は、「現在、被災市街地復興推進地域において建築行為等の制限を行っておりますが、土地区画整理事業、都市計画道路等と重ならない地域においては、平成25年3月10日をもって制限は解除されます。道路については検討を進め、順次都市計画決定する予定としております。」であります。

次に意見書7について説明いたします。意見書7は、3点について意見が寄せられております。

まず、1点目の要旨は、「シンボルロードは松原中和野線と名称を改め、早期に整備されるべき。」というものです。

これに対する市の見解は、「シンボルロード（裏田中和野線）は、今後防災メモリアル公園の計画とあわせて国道45号への延伸を予定しており、その際には名称が変更される可能性があります。」であります。

2点目の要旨は「下和野地区以北のルートは、原案ルートでは住居移転が必要となり難航が予想される。東へ傾向し、高台5の西側を通過して農免道に接続する形とすれば、住居移転の必要が

ない等のメリットが大きい。」というものです。

これに対する市の見解は、「シンボルロードは、発災時の混乱状況でも避難しやすい線形・幅員とすることを考慮して検討し、高田北幹線との交差点以北については、自動車が安全に走行可能な勾配を確保して検討したものとなっております。」であります。

3点目の要旨は、「高田北幹線は、西和野法量線とし、東和野に作られる県立病院地区方向へも誘導すべき。また将来的には米崎町樋の口まで延伸して国道45号に接続すべき。」というものです。

これに対する市の見解は、「高田北幹線は、将来的には法量地区への延伸を予定しており、その際には名称が変更される可能性があります。また、米崎町樋の口への延伸は、市としても必要性を認識しており、現在、県に事業化を要請するとともに、事業化に向けた調査を進めているところです。」であります。

以上で、議案3についての説明を終わります。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

#### ○会長（松坂委員）

どうもありがとうございました。今、都市計画道路の変更について3件のご意見、市の見解を含めた丁寧な説明がありました。この件につきましてご質問、ご意見ございますでしょうか。

#### ○委員（佐々木委員）

シンボルロードは逃げ道としては大切な道路として考えられますが、当初道幅35mだったものが25mに変更になった理由について教えていただきたい。

#### ○事務局（小山主幹）

当初35mというのは直轄調査の中で出てきた幅員でございまして、実際に道路として検討していく中で、35mになると中央分離帯が必要となってきますが、避難する場合に中央分離帯というのはかえって邪魔になるということが分かってきたということがございまして、より安全な形で避難が可能になる幅員構成を考えた結果、35mから25mまで縮小しても機能としては十分な幅員だということが分かったということから、25mに変更した次第でございまして。

#### ○委員（佐々木委員）

25mになった意味というのはわかりましたが、私は実際に意見書5の辺りに住んでおりまして、この辺りで震災により亡くなった方が2名、そして2年経った今で5名になりました。この辺りに住んでいるのはお歳を召した方々で、家を新しく建てるということに本当に苦労している。シンボルロードの外観というのはあると思うのですが、人間の心や将来に対する不安をもっている方々への心のケアにも考慮して進めていただきたいと思います。



**○会長（松坂委員）**

その他に何かございますでしょうか。

**○委員（畠山委員）**

今回の変更で住宅部分が意外とあると思うのですが、どうしても反対にあって、また計画を変更せざるを得なくなるということはあるのでしょうか。

**○事務局（小山主幹）**

区画整理の区域が変更になることがあるのかという質問ですが、最終的な段階の中で変更になることはこれまでもございます。今回拡大しようとしている区域がすべて事業化できるかということもまだ分かっておりません。

**○委員（畠山委員）**

道路に関してはどうか。

**○事務局（小山主幹）**

都市計画道路の場合は一度都市計画決定になるとそのルートで、例えば区画整理区域から外れたエリアの方のところにも計画は入っているが、そういう場合に例えばそこで道路に関わる土地の中で建てようとなさる方、もしくは既に建っていてそこに道路がかかるが新築もしくは改築したいという場合、すでに道路にある位置の方についてはセットバックしていただく、計画から外れた位置に建てて頂くというのがあります。それから土地について、まだ農地や畑になっていてそこを宅地化して新たに家を建てたいという場合も計画の位置から外れた所に建築をして頂くというような制限が発生してまいります。

**○事務局（須賀部長）**

今、畠山委員からお話があった、シンボルロードが住宅地を通るのではないかという話ですが、山への避難の道路という位置づけの中であってこの路線位置というのが一番住宅地に影響の少ないように部分を通る、概ね田んぼの中を通るものです。先程の意見書5番にもある通り、1～2軒の該当者は確かにいるかもしれないが、それ以外はほとんど田んぼを通過している。それから北幹線までは25mですが、その先については、現在考えているのが17mということで、できるだけ懸念されているようなことに配慮した上で道路計画を進めていきたいと考えております。詳細にわたってもR（アール）の取り方等の部分については委員方から意見があったことも含めながら検討を進めていかなければならないと考えております。

**○委員（畠山委員）**

どうしても同意を得られなかった場合には強行的な手法になるのでしょうか。

**○事務局（山田課長）**

復興の推進という中でご理解をいただけるように、丁寧な説明をしてまいりたいと考えております。

**○事務局（須賀部長）**

突き詰めればそういったことにもなりかねませんが、市としてもお互い被災者同士であるのでそういったことは回避できるような対応に努めたいというのが市の考えであります。

**○会長（松坂委員）**

その他ございますか。

**○委員（金野委員）**

今度のシンボルロードは、住民の方々の非常に注目している道路で、今回も意見が多く出ています。すべての面において現地説明というのは必要ないかもしれないが、主だったメインとなるようなものについては一度現地に赴いて、こういう道路をここからここまで考えていると、例えば3.5mの道路が2.5mに縮小された経緯等があるわけですね。やっぱり委員は現地で現場を見ながら、それから戻ってきてここで検討する。そういったことも必要ではないか。すべてここでどうですかという形ではなく、大きなものについては現場で説明があってよいのではないかと思います。これからも同様の場面が出てくるかもしれない。そうした時には私達委員は現場を目に焼き付けてきて、それから討論するといったような手順が必要ではないかと感じました。

**○事務局（久保田副市長）**

今、細かい色々な意見はいただいているが、どうしても都市計画等の全体のことを決めるにあたっては個々の利益と公共の利益がぶつかる部分というのが出てきます。それに当たっては最終的には強制的な手段に訴えるということも必要でしょうけれども、それは最後の手段と考えていまして、それに至るプロセスなどで回避できるような努力が必要だと考えておりますし、今のようなご意見も踏まえまして様々な場面で理解を得る努力をしていきたいと思っております。

**○事務局（山田課長）**

金野委員さんからは前回は現地での調査というご意見を頂いたところですが、今回も写真を添付する等、改善を図ってきた訳でございますが、今後もできるだけ皆様のご判断の材料になるような工夫をしていきたいと考えているところでございます。

**○会長（松坂委員）**

前回は同じような意見があり、今回は写真にしたということでまずはご了承願いたいということでしたが、次に同様の場面があったら可能であればよろしくお願ひしたいということでもよろしいでしょうか。

**○委員（金野委員）**

全てとは言わないが、本当に大事なところもあると思うんです。ましてやこういうような意見もでてきているわけです。これを写真で見ると現地で見るとは違いがある。やはり核となるようなところでは現地で説明をして貰いたい。よろしくお願いします。

**○委員（菅原委員）**

今の金野委員の意見に関連しますが、先程副市長からもありましたとおり、我々委員は様々な角度から調査をしまして、今回お示ししている部分もありますので、極力皆さんの意見を取り入れていただきながら、我々も本当に重大な任務を託されているわけですから、我々も責任をもってこの会を運営したいと思っておりますので最高の手段をとっていただけるようお願いを申し上げます。金野委員と同じ意見です。

**○会長（松坂委員）**

その他ご意見ありますでしょうか。それでは他にご意見無いようなので議案3の「都市計画道路の変更について（シンボルロード、高田北幹線の追加）」は意見書が3件ありましたが、市の見解を踏まえて原案通り承認して、岩手県と協議して都市計画決定手続を進めることとしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは異議なしと認め、議案3についても原案通り承認いたします。

**(4) 都市計画公園の変更について（被災した都市公園の廃止）**

**○会長（松坂委員）**

次に議案4の「都市計画公園の変更」についての説明を事務局よりお願いします。

**○事務局（阿部課長補佐）**

それでは、議案4「都市計画公園の変更（被災した都市公園の廃止）」についてご説明いたします。

資料は、24ページが説明資料、25ページから28ページが法定図書で、25ページが計画書、26ページから28ページが理由書です。

委員の皆様には24ページをお開きください。

まず、都市計画の変更の概要についてです。新しいまちづくりを進めていくことに伴い、高田松原津波復興祈念公園、これは県の都市計画決定上の名称ですが、予定地や、土地区画整理事業

の区域内にある被災した公園について、都市計画の廃止の手続を行います。

なお、今後の公園の整備については、高田地区、今泉地区土地区画整理事業の中で土地利用計画を検討し、平成25年9月予定の土地区画整理事業の事業認可までに新たな公園の配置計画を検討いたします。

廃止する都市計画公園は、一覧のとおり「館の沖公園」「裏田公園」「森の前公園」「砂畑公園」「曲松公園」「今泉公園」で、それぞれの位置は24ページの図のとおりです。

本都市計画案につきましては、平成25年1月11日から1月25日までの縦覧期間に17人が縦覧いたしましたが、本計画案に対する意見書の提出はありませんでした。

なお、赤と黄色で示した高田松原津波復興祈念公園は、県の都市計画決定として手続が進んでいるところです。

以上、議案4についての説明を終わります。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

**○会長（松坂委員）**

それではご質問、ご意見ございますでしょうか。

**○委員（鶴浦委員）**

現時点で国営での防災メモリアル公園の可能性の可能性についてお話し願いたいのですが。

**○会長（松坂委員）**

議案からは外れるがどうでしょうか。

**○事務局（久保田副市長）**

今回の議案は公園区域ということですが、関係いたしますのでお答えいたします。私どもはこの間、市民の皆様の誘致する会の設立もあり、国営での公園の誘致ということでやってまいりました。今回の政府の平成25年度予算案に公園の中心部分を、鎮魂の丘という名前で呼んでいますが、その調査費が政府予算案に乗っているというところでございます。

従いまして、県、市民と一体となって誘致の活動をしてきた結果が出てきていると思っておりますが、全体として国営になるかどうかというのは少し難しくなってきたということもあり、おそらく岩手県さんにかなりやって頂く部分があるのだらうと考えています。今後、国・県・市の役割がどこまでかという具体的な議論が進んでいくのではないかと。いずれ何らかの公園ができそうだということにはなってきましたので、そういう意味では安心もしていますし、誘致活動が功を奏してきたと感じているところです。

**○委員（鶴浦委員）**

国営の防災メモリアル公園に関連してもう1つお話ししたいのですが、あれはある程度岩手県

が県営の施設として公園化が進みそうな情勢ですが、高橋所長にお願いしたいのは震災遺構として残す施設、例えば気仙中学校と雇用促進住宅を残すことは決定なのかということをお話できますでしょうか。

**○会長（松坂委員）**

議案についてのご質問では無いのでこの場ではよろしいでしょうか。

別のご意見ございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは異議なしと認め、議案4の「都市計画公園の変更」について原案通り承認いたします。

今回は議案4件ですべてです。事務局から今後のスケジュールをお願いします。

**○事務局（阿部課長補佐）**

今後の都市計画決定に向けた手続きでございますが、速やかに岩手県に対して協議を行い、県の同意を得て2月末に都市計画決定を行う予定となっております。以上でございます。

**○会長（松坂委員）**

それでは以上で本日の議事すべてが終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

事務局にバトンタッチいたします。

**○事務局（山田課長）**

松坂会長ありがとうございました。事務局からの事務連絡でございまして先程県の都市計画手続として進んでいくものがあると説明の中で触れたものがございますので、先日程で行われました県の都市計画審議会の結果につきまして、ここでご報告をさせていただきたいと思っております。

**○事務局（阿部課長補佐）**

2月12日午後1時30分より岩手県県民会館で第163回岩手県都市計画審議会が行われました。その中で本市に関わる分については陸前高田都市計画道路の変更について、それから陸前高田都市計画公園の変更についてという2つの議案が審議をされました。道路については12月の住民説明会でもご説明をいたしましたが、国道45号と国道340号の接続部分の変更についてでございます。また、公園については震災復興記念公園のエリアについての審議がございましてそれぞれ議決を頂いているところでございます。これにつきましても2月末の決定となる予定でございます。

また、10月に行われました本市の住民説明会の際に2月の都市計画決定の予定としてご説明をいたしておりました、高田東地区、これは高田高校の脇の部分に体育館をという計画でござい

ましたが、この件は復興交付金との調整のため今回の都市計画決定には間に合いませんでした。平成25年6月頃の都市計画決定を目指して今後引き続き準備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○事務局（山田課長）**

それでは以上をもちまして第3回の都市計画審議会を閉会いたします。今年度は本日が最終回ということですが、今後も都市計画決定の手続がございますので、委員の皆様には引き続きご協力をお願いしたいと思います。本日は大変ありがとうございました。